

第2.0版に向けた標準仕様書の改訂を行う上で、経済団体連合会からのご意見を受けましたので、以下の点についてWT構成員の皆様のご意見をお聞かせください。

#	概要	質問事項	区分	賛成	反対	団体回答結果	事務局方針案
2	課税明細書に係る都市計画税の記載なし版の必要性について	<p>■経緯：経済団体連合会からの要望</p> <p>「税務システム標準仕様書【第1.0版】」において、「課税明細書（都計なし）」実装すべき帳票と、「課税明細書（都計あり）」実装してもしなくても良い帳票をそれぞれ定義しており、都市計画税を課税していない団体においては「課税明細書（都計なし）」を活用いただき、都市計画税を課税している団体においては「課税明細書（都計あり）」を活用いただく想定でした。</p> <p>上記について、経済団体連合会から、地方団体によって印字内容が異なっていることで、伝票処理が煩雑となっているため、「課税明細書（都計あり）」に統一してほしいといったご意見を受けております。</p> <p>○参考（経済団体連合会からのメール）</p> <p>先日ご説明いただきました際には、個人の納税者があり、都市計画税不課税地域の個人なども多いことから、課税明細書の書面については書式の統一が難しいとのごことでお話を頂戴いたしました。それに対し、やはり会員企業からも課税明細書の書面についても書式統一の要望があらためてございましたので、再度ご検討をお願いいたします。</p> <p>例えば、金額欄に0や空欄を記載するのではなく、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税率欄を新規で書面に設けるなどして税率も0%であることを示す ・金額欄に「不課税」と入力可能にする <p>などの方策により個人の納税者への対応としたうえで、課税明細書書面の書式統一のご検討をいただけませんか。</p> <p>■質問事項</p> <p>経済団体連合会のご意見を踏まえて、標準化の趣旨等も鑑みた上で「課税明細書（都計あり）」に帳票を統一すべき（都市計画税の記載なし版を削除とすべき）と考えるか、ご意見をお聞かせください。</p> <p>①統一すべき 理由： ②統一すべきではない 理由：</p>		9	2	<p>①統一すべき：9団体 A市、B市、E市、F市、G市、H市、I市、J市、K市</p> <p>②統一すべきではない：2団体 C市、D市</p>	標準化の趣旨等も鑑み、「課税明細書（都計あり）」に統一し、都市計画税が課されない団体につきましては、都市計画税の欄を斜線とする方針とします。